

平成29年度 第8回中区協議会

# 会議資料

**【協議事項】**

ア 障害福祉施策における事業の見直しについて

**【報告事項】**

ア 敬老会開催費補助金の見直しについて

平成30年1月29日開催

中区協議会

区 協 議 会

区 分	<input type="checkbox"/> 諮問事項 <input checked="" type="checkbox"/> 協議事項 <input type="checkbox"/> 報告事項				
件 名	障害福祉施策における事業の見直しについて				
事業の概要 (背景、経緯、 現状、課題等)	<p>概要：新たな課題や多様化するニーズに対応した障害福祉サービスに重点化する一方、既存の事業を見直すもの。</p> <p>背景：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害者総合支援法の施行等に伴い障害福祉サービスが充実する一方で、本市の障害福祉サービス関係予算は11年間で2倍以上となっている（H19年 80.9億円⇒H29年 187.3億円）。</li> <li>・ 平成30年4月から、改正障害者総合支援法の施行に伴い新たなサービスが創設されるほか、基幹相談支援センターの設置により相談支援体制の充実を図るとともに、地域生活や緊急時対応を支援する地域生活支援拠点事業を開始する。</li> </ul>				
対象の区協議会	全区協議会				
内 容	<p>《重度障害者医療費助成制度改正について》</p> <p>◇ 給付方式（変更）・・・自動償還払い方式から現物給付方式（市内医療機関等受診に限る）</p> <p>◇ 所得制限（変更）・・・対象者全員に適用</p> <p>◇ 通院 窓口負担額：1医療機関 500円/月 入院 窓口負担額：1医療機関 500円/日（負担上限5,000円）*ただし、20歳未満については1医療機関 500円/月（負担額据え置き）</p> <p>◇ 平成30年10月診療分より開始</p> <p>《障がい者バス・タクシー券等助成券事業について》</p> <p>◇ 対 象 者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 身体障害者手帳所持者                    1～6級 ⇒ 1～4級</li> <li>・ 療育手帳所持者                         A～B3 ⇒ A～B1</li> <li>・ 精神障害者保健福祉手帳所持者 1～3級 ⇒ 1～2級</li> </ul> <p>◇ 交付金額 変更なし</p> <p>◇ 内 容 変更なし</p>				
備 考 (答申・協議結果を得たい 時期、今後の予定など)					
担当課	障害保健福祉課	担当者	浅野・河合	電話	457-2864

必要に応じて、記入枠の拡大や資料等の添付をしてください。

# 障害福祉施策における事業の見直しについて

健康福祉部 障害保健福祉課

## 1 背景

- ・障害者総合支援法の施行等に伴い障害福祉サービスが充実する一方で、本市の障害福祉サービス関係予算は11年間で2倍以上となっている（H19年80.9億円⇒H29年187.3億円）。
- ・平成30年4月から、改正障害者総合支援法の施行に伴い新たなサービスが創設されるほか、基幹相談支援センターの設置により相談支援体制の充実を図るとともに、地域生活や緊急時対応を支援する地域生活支援拠点事業を開始する。

## 2 概要

新たな課題や多様化するニーズにきめ細かく対応した障害福祉サービスを実施する一方で、既存の事業を見直すもの。

## 3 障がい者バス・タクシー券等助成券事業の見直し

### (1) 対象者

- ・身体障害者手帳所持者 1～6級 ⇒ 1～4級
- ・療育手帳所持者 A～B3 ⇒ A～B1
- ・精神障害者保健福祉手帳所持者 1～3級 ⇒ 1～2級

### (2) その他 交付金額や助成内容は現行どおり

### (3) 実施時期 平成30年4月

## 4 重度心身障害者医療費助成事業の見直し

### (1) 給付方式 自動償還払い方式から現物給付方式（市内医療機関受診に限る）

### (2) 所得制限 障がいの種別・等級にかかわらず所得制限を適用

- ・身体障害者手帳所持者（1・2・3級）※現在3級は所得制限適用
- ・療育手帳所持者（A・B1）
- ・精神障害者保健福祉手帳所持者（1級）
- ・特別児童扶養手当対象児（1・2級）※現在2級は所得制限適用
- ・所得制限内容の目安（特別障害者手当の所得制限を準用）

#### 【第1条件】

<受給対象者本人>

扶養親族0人 収入5,180千円 ～ 扶養親族4人 収入7,027千円

↓ 受給者本人の所得が上記金額以内であった場合

#### 【第2条件】

<配偶者または扶養義務者で受給対象者の生計を維持する者>

扶養親族0人 収入8,319千円 ～ 扶養親族4人 収入9,306千円

### (3) 自己負担 入院負担額1医療機関500円/月を500円/日に見直し ただし上限 5,000円

なお、20歳未満は現行どおり1医療機関500円/月

※通院負担額は現行どおり1医療機関 500円/月

### (4) 実施時期 平成30年10月診療分から

第9号様式

区 協 議 会

区 分	<input type="checkbox"/> 諮問事項 <input type="checkbox"/> 協議事項 <input checked="" type="checkbox"/> 報告事項				
件 名	敬老会開催費補助金の見直しについて				
事業の概要 (背景、経緯、 現状、課題等)	<p>[背景・経過]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・敬老の日を中心に敬老会等を開催する自治会等に対して、経費の一部を助成している。</li> <li>・特別養護老人ホームの整備や介護予防事業など、より支援を必要とする高齢者へ要介護者対策に重点的に取り組むため、市単独大型給付事業の見直しを計画的、段階的に実施している。</li> <li>・8/17 市自治連教育福祉部会、8/31 市自治連理事会、9/1 市議会厚生保健委員会、9/21 第2回社福審高齢者福祉専門分科会において審議され、了承が得られている。</li> </ul> <p>[現行制度]</p> <p>(1) 補助単価</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・敬老会を開催する自治会等…対象者1人あたり 2,000円を限度</li> <li>・記念品の配布のみ行う自治会等…対象者1人あたり 1,500円を限度</li> </ul> <p>(2) 対象年齢      年度内75歳以上</p>				
対象の区協議会	中区・東区・西区・南区・北区・浜北区・天竜区				
内 容	<p>[見直し案]</p> <p>(1) 内容 対象年齢を2歳引き上げる (75歳以上→77歳以上)</p> <p>(2) 理由</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・敬老会事業開始時期(S47年)から平均寿命の延び ※男70歳・女75歳(S50年)→男81歳・女87歳 11～12年延伸 ※敬老会対象年齢 70歳以上(S47年)→75歳以上(H22～現在)</li> <li>・77歳は「喜寿」 お祝いすべき年齢</li> </ul> <p>(3) 実施時期 平成30年度から 平成30年度 76歳以上(経過措置) 平成31年度 77歳以上 ※2か年かけて1歳ずつ引き上げる</p>				
備 考 (答申・協議結果を得たい時期、今後の予定など)					
担当課	高齢者福祉課	担当者	中澤、影山	電話	457-2789

必要に応じて、記入枠の拡大や資料等の添付をしてください。

## 敬老会開催費補助金の見直しについて

### 1 現行制度

- (1) 補助単価 敬老会を開催する自治会等 … 対象者1人あたり2,000円を限度  
 記念品の配布のみ行う自治会等 … 対象者1人あたり1,500円を限度
- (2) 対象年齢 年度内75歳以上
- (3) H29 予算額 222,600千円

### 2 平成27年度に提案した見直し案と調整結果

手法	見直し案	調整結果
補助金単価の引き下げ	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成28年度から、補助金単価の上限額を現行の2,000円から1,500円に引き下げる</li> <li>敬老会を開催せず祝品を配付する場合の上限額を現行1,500円から1,000円に引き下げる</li> <li>平成29年度には、追加の見直しは行わない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>補助金単価の引き下げに対する反対意見が多い</li> <li>継続協議とし、平成28年度の見直しは見送る</li> </ul>

### 3 平成29年度における見直し案

#### (1) 内容

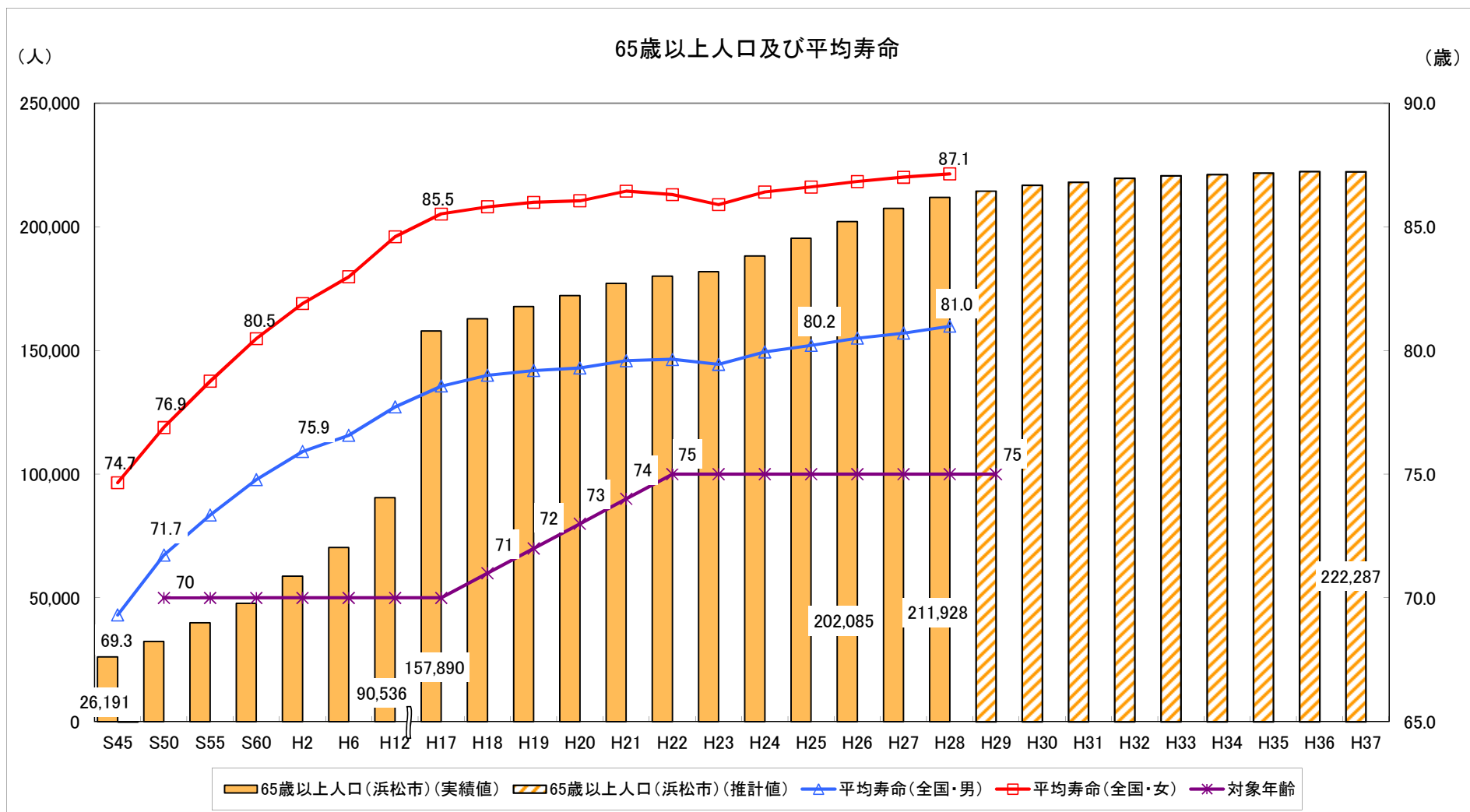
対象年齢を2歳引き上げる（75歳以上→77歳以上）

#### (2) 理由

- 敬老会事業開始時期（S47年）から平均寿命の延び  
 ※男70歳・女75歳（S50年）→男81歳・女87歳（H28年） 11～12年延伸  
 ※敬老会対象年齢 70歳以上（S47年）→75歳以上（H22年～現在） 5歳引き上げ
- 77歳は「喜寿」 お祝いすべき年齢

#### (3) 実施時期

- 平成30年度から
- |        |             |                  |
|--------|-------------|------------------|
| 平成30年度 | 76歳以上（経過措置） |                  |
| 平成31年度 | 77歳以上       | ※2か年かけて1歳ずつ引き上げる |



※平成2年以前の高齢者人口は可美村を除く  
 ※平成12年以前の高齢者人口は舞阪町、雄踏町、細江町、引佐町、三ヶ日町、浜北市、天竜市、春野町、水窪町、佐久間町、龍山町を除く  
 ※昭和45年から平成2年までの高齢者人口は国勢調査より引用  
 ※平成6年から平成28年までの高齢者人口は「年齢別・町丁別人口一覧表」より引用  
 ※平成29年以降の高齢者人口は、友愛の高齢者プランより引用